

鳥取大学研究推進機構先進医療研究センター動物実験施設における
麻酔薬の取扱いに関する申合せ

1. 趣旨

本取扱いは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）及びその他関係法令等に定めるもののほか、鳥取大学研究推進機構先進医療研究センター動物実験施設（以下「動物実験施設」という。）において動物実験を適切に行うため、動物実験施設利用者（以下「利用者」という。）が動物実験に使用する麻酔薬の取扱いについて定めるものとする。

2. 麻酔薬の取扱い

2-1. 教育訓練

利用者は、動物実験施設が行う麻酔薬の取扱いに関する教育訓練を受講しなければならない。

2-2. 向精神薬を含まない麻酔薬の取扱い

2-2-1. 利用者は、所属する研究室の保管庫（以下「研究室内保管庫」という。）に向精神薬を含まない麻酔薬を保管し、関係法令に従い、適切に管理する。

（例）動物実験に使用される向精神薬を含まない麻酔薬

イソフルラン （劇薬）

セボフルラン （劇薬）

チオペンタール （劇薬）

2-2-2. 利用者は、動物実験施設において向精神薬を含まない麻酔薬を使用するときは、その都度研究室内保管庫から動物実験施設に当該麻酔薬を持ち込むものとする。

2-2-3. 利用者は、向精神薬を含まない麻酔薬を使用後、速やかに所属する研究室に持ち帰り、研究室内保管庫にて保管する。

2-2-4. 利用者は、向精神薬を含まない麻酔薬を動物実験施設内に保管又は放置してはならない。

2-2-5. 利用者は、図面 1 から 5 まで及び別表 1 に定める麻酔薬の使用場所以外の場所で、向精神薬を含まない麻酔薬を使用してはならない。

2-3. 向精神薬を含む麻酔薬の取扱い

- 2-3-1. 動物実験施設における向精神薬を含む麻酔薬（以下「向精神薬」という。）の使用にあたっては、厚生労働省が策定した試験研究施設における向精神薬取扱いの手引（以下「厚生労働省手引き」という。）を遵守する。
- 2-3-2. 動物実験施設にて使用される向精神薬は以下のとおりとする。
- | | |
|-----------|-------------|
| ジアゼパム | （第 3 種向精神薬） |
| トリアゾラム | （第 3 種向精神薬） |
| フェノバルビタール | （第 3 種向精神薬） |
| ミダゾラム | （第 3 種向精神薬） |
- 2-3-3. 向精神薬を動物実験に使用する利用者は、法第 50 条の 5 第 1 項の規定により向精神薬試験研究施設として登録されている施設以外で向精神薬を使用してはならない。
- 2-3-4. 向精神薬を動物実験に使用する利用者は、所属する研究室に鍵付きの保管庫（以下「研究室内向精神薬保管庫」という。）を設置しなければならない。
- 2-3-5. 向精神薬を動物実験に使用する利用者は、研究室内向精神薬保管庫に向精神薬を保管し、厚生労働省手引きに従い適切に管理しなければならない。
- 2-3-6. 利用者は、動物実験施設にて向精神薬を使用するときは、その都度研究室内向精神薬保管庫から動物実験施設に向精神薬を持ち込むものとする。
- 2-3-7. 利用者は、向精神薬を使用後、速やかに利用者の所属する研究室に持ち帰り、研究室内向精神薬保管庫にて保管する。
- 2-3-8. 利用者は、向精神薬を動物実験施設内に保管又は放置してはならない。
- 2-3-9. 利用者は、図面 1 から 5 まで及び別表 1 に定める麻酔薬の使用場所以外の場所で、向精神薬を使用してはならない。
- 2-3-10. 動物実験施設で行われる動物実験においてメデトミジン、ミダゾラム及びブトルファノールより調製された三種混合麻酔薬（以下「三種混合麻酔薬」という。）は、向精神薬であるミダゾラムを含有することから、向精神薬と同様に取り扱う。

3. 三種混合麻酔薬の分与

動物実験施設は、利用者の申請に応じて、動物実験施設が調製した三種混合麻酔薬を分与する。分与の要件等は下記に定める。

3-1. 教育訓練

- 3-1-1. 動物実験施設が調製した三種混合麻酔薬の分与を希望する利用者（以下「分与希望者」という。）は、動物実験施設が行う麻酔薬の取扱いに関す

る教育訓練（講義）を受講しなければならない。

- 3-1-2. 分与希望者は、三種混合麻酔薬を初めて分与される際に、動物実験施設が行う三種混合麻酔薬の取扱いに関する教育訓練（実地講習）を受講しなければならない。

3-2. 分与の申請

分与希望者は、三種混合麻酔薬分与申請書（別紙様式第 1 号）に必要事項を記入の上、動物実験施設に提出し、三種混合麻酔薬の使用日の 1 週間前までに分与を申請する。なお、分与希望者は、紙媒体による当該申請書を、動物実験施設職員に直接手渡して提出しなければならない。

3-3. 分与量

動物実験施設が分与する三種混合麻酔薬の分与量は、1 日間の動物実験に使用する分量とし、複数日に及ぶ動物実験に使用する分量をまとめて一度に分与することはできない。ただし、連続した複数日に及ぶ別表 2 に掲げる休日に使用するために三種混合麻酔薬を分与する場合は、その連続した休日全体で使用する分量を分与する。

3-4. 調製

- 3-4-1. 分与する三種混合麻酔薬の材料となるメデトミジン、ブトルファノール及びミダゾラムは、動物実験施設が購入する。

- 3-4-2. 動物実験施設は、三種混合麻酔薬を次の濃度に調製する。

メデトミジン 0.03mg/mL

ブトルファノール 0.5mg/mL

ミダゾラム 0.4mg/mL

溶媒は生理食塩水とする。

- 3-4-3. 動物実験施設は、分与希望者が提出した三種混合麻酔薬分与申請書の記載内容を確認し、必要量の当該麻酔薬を分与のための容器に分注する。

3-5. 分与

- 3-5-1. 動物実験施設は、分与希望者が三種混合麻酔薬を使用する日の動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）内に、当該麻酔薬を分与希望者に直接手渡して分与する。

- 3-5-2. 2-3-8. の規定にかかわらず、分与希望者が、別表 2 に掲げる休日又は動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）外に三種混合麻酔薬を使用する予定であって、動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）内に当該麻酔薬を受け取ることができない場合、動物実験施設は、当該麻酔薬を動物実験施設内のいずれかの三種混合麻酔薬一時保管庫に保管することができる。この場合、動物実験施設は、あらかじめ分与希望者に三種混合麻酔薬一時保管庫の指定及び暗証番号の通知を行う。

分与希望者は、申請時に指定した分与日に、動物実験施設から指定された三種混合麻酔薬一時保管庫に保管された当該麻酔薬を受け取る。

3-6. 使用

- 3-6-1. 分与希望者は、図面 1 から 5 まで及び別表 1 に定める飼育室又は実験室以外の場所で、分与された三種混合麻酔薬を使用してはならない。
- 3-6-2. 分与希望者は、分与された三種混合麻酔薬を、動物実験施設外に持ち出してはならない。
- 3-6-3. 分与希望者は、分与された三種混合麻酔薬の使用後は、3-7 に定めるとおり返却し、動物実験施設内に放置してはならない。

3-7. 返却

- 3-7-1. 分与希望者は、分与された三種混合麻酔薬の容器を、残量の有無に関わらず、申請した当該麻酔薬使用日の動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）内に、動物実験施設職員に手渡して返却する。
- 3-7-2. 分与希望者が別表 2 に掲げる休日又は動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）外に三種混合麻酔薬を使用する予定であって、当該麻酔薬の返却ができない場合に限り、分与希望者は、使用予定日の直後の休日でない日の動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）内に、動物実験施設職員に手渡して返却する。

3-8. 保管

- 3-8-1. 動物実験施設は、動物実験施設 2 階（205 室）に図面 2 に示す向精神薬保管庫を設置し、調製及び分注した三種混合麻酔薬を、当該保管庫に保管する。
- 3-8-2. 動物実験施設は、図面 1, 3 及び 4 に示す 1 階（101 室）、3 階（302 室）及び 4 階（436 室）に、三種混合麻酔薬一時保管庫を設け、常時施錠する。当該保管庫は、暗証番号で解錠することができるものを使用し、動物実験施設は、分与希望者から申請された分与日毎に、暗証番号を設定する。
- 3-8-3. 動物実験施設は、分与希望者から返却された三種混合麻酔薬の容器に当該麻酔薬が残っていた場合、これを動物実験施設の向精神薬用保管庫に保管、又は廃棄する。
- 3-8-4. 分与希望者が、別表 2 に掲げる休日又は動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）外に三種混合麻酔薬を使用する予定であって、当該麻酔薬の分与又は返却ができない場合に限り、分与希望者及び動物実験施設は、動物実験施設内の三種混合麻酔薬一時保管庫に当該麻酔薬を一時的に保管することができる。
- 3-8-5. 分与希望者が、別表 2 に掲げる休日又は動物実験施設の業務時間（8 時 30 分から 17 時までの間）外に三種混合麻酔薬を使用する予定であって、

動物実験施設の業務時間（８時 30 分から 17 時までの間）内に当該麻酔薬を受け取ることができないときは、動物実験施設は、分与する当該麻酔薬を動物実験施設内のいずれかの三種混合麻酔薬一時保管庫に保管する。この場合、動物実験施設は、あらかじめ分与希望者に三種混合麻酔薬一時保管庫の指定及び暗証番号の通知を行う。

- 3-8-6. 分与希望者は、別表 2 に掲げる休日又は動物実験施設の業務時間（８時 30 分から 17 時までの間）外に三種混合麻酔薬を使用する予定であって、使用後の当該麻酔薬の容器を速やかに動物実験施設に返却することができない場合、当該容器を動物実験施設に返却するまでの期間、当該容器を動物実験施設内の三種混合麻酔薬一時保管庫に、一時的に保管することができる。この場合、動物実験施設は、あらかじめ分与希望者に当該麻酔薬の保管のための三種混合麻酔薬一時保管庫の指定及び暗証番号の通知を行う。

3-9. 廃棄

動物実験施設は、三種混合麻酔薬を廃棄するときは、当該麻酔薬をペーパータオル等に染み込ませ、非感染性実験廃棄物として廃棄処分する。

3-10. 記録

- 3-10-1. 動物実験施設は、返却された三種混合麻酔薬の容器の残量を三種混合麻酔薬分与記録簿（別紙様式第 2 号）に記録する。

- 3-10-2. 動物実験施設は、別紙様式第 1 号及び第 2 号を 2 年間保管する。

3-11. 点検

動物実験施設は、分与希望者の実験終了後に三種混合麻酔薬一時保管庫を点検する。

3-12. 分与停止

動物実験施設は、分与希望者の三種混合麻酔薬の取扱いが不適切であったときは、当該分与希望者に対して三種混合麻酔薬の分与を停止するなどの措置を行う。

附 則

この申合せは、令和元年 9 月 10 日から施行する。

参考資料

試験研究施設における向精神薬取扱いの手引

（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課、平成 24 年 2 月）

別紙

別紙様式第 1 号 三種混合麻酔薬分与申請書

別紙様式第 2 号 三種混合麻酔薬分与記録簿

図面 1～5

動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所、向精神薬保管庫ならびに三種混合麻酔薬一時保管庫を示す図面

別表 1

動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所

別表 2 動物実験施設の休日の定義

附 則

この申合せは、令和元年 9 月 10 日から施行する。

三種混合麻酔薬分与申請書

鳥取大学研究推進機構先進医療支援センター動物実験施設長 殿

下記のとおり、三種混合麻酔薬の分与を申請します。

なお、向精神薬を含む三種混合麻酔薬の使用にあたっては、関連法規制並びに「鳥取大学研究推進機構先進医療研究センター動物実験施設における麻酔薬の取扱いに関する申合せ」を遵守します。

記

◆申請者

フリガナ		(職名・課程)
氏名		
所属		
電話番号	日中確実に連絡の取れる番号を記入してください (内線番号可)	
E-mail		

◆投与対象動物種

マウス ・ ラット ・ その他 (いずれかに○印)

◆希望分与量

容量 mL

注：分与容量は、次項（裏面）に記載の、各動物種の 3 種混合麻酔薬濃度および投与量を参考に記入してください。

◆ 3 種混合麻酔薬を使用する日時

年 月 日
時 分 ～ 時 分

◆使用する実験室

室

動物実験施設記入欄

受付日 : 年 月 日
使用済み容器の返却予定日 : 年 月 日 (実際の返却日 : 年 月 日)
一時保管の有無 : 有 無
一時保管庫の指定 : 室
使用済み容器内の麻酔薬残量 : 有 (mL) ・ 無
麻酔薬分与記録簿への記録 : ☐ (記録したらチェックを入れる)

1 ページ目を印刷して、提出してください。

マウス・ラットの投与量（体重 1kg あたりの薬剤投与量）

動物種	メデトミジン (鎮静・鎮痛)	ミダゾラム (催眠・鎮静)	ブトルファノール (鎮痛)
マウス	0.3mg/kg	4mg/kg	5mg/kg
ラット	0.15mg/kg	2mg/kg	2.5mg/kg

3 種混合麻酔薬の濃度

	メデトミジン (ドミトール)	ミダゾラム (サンド)	ブトルファノール (ベトルファール)
濃度	0.03mg/mL	0.4mg/mL	0.5mg/mL

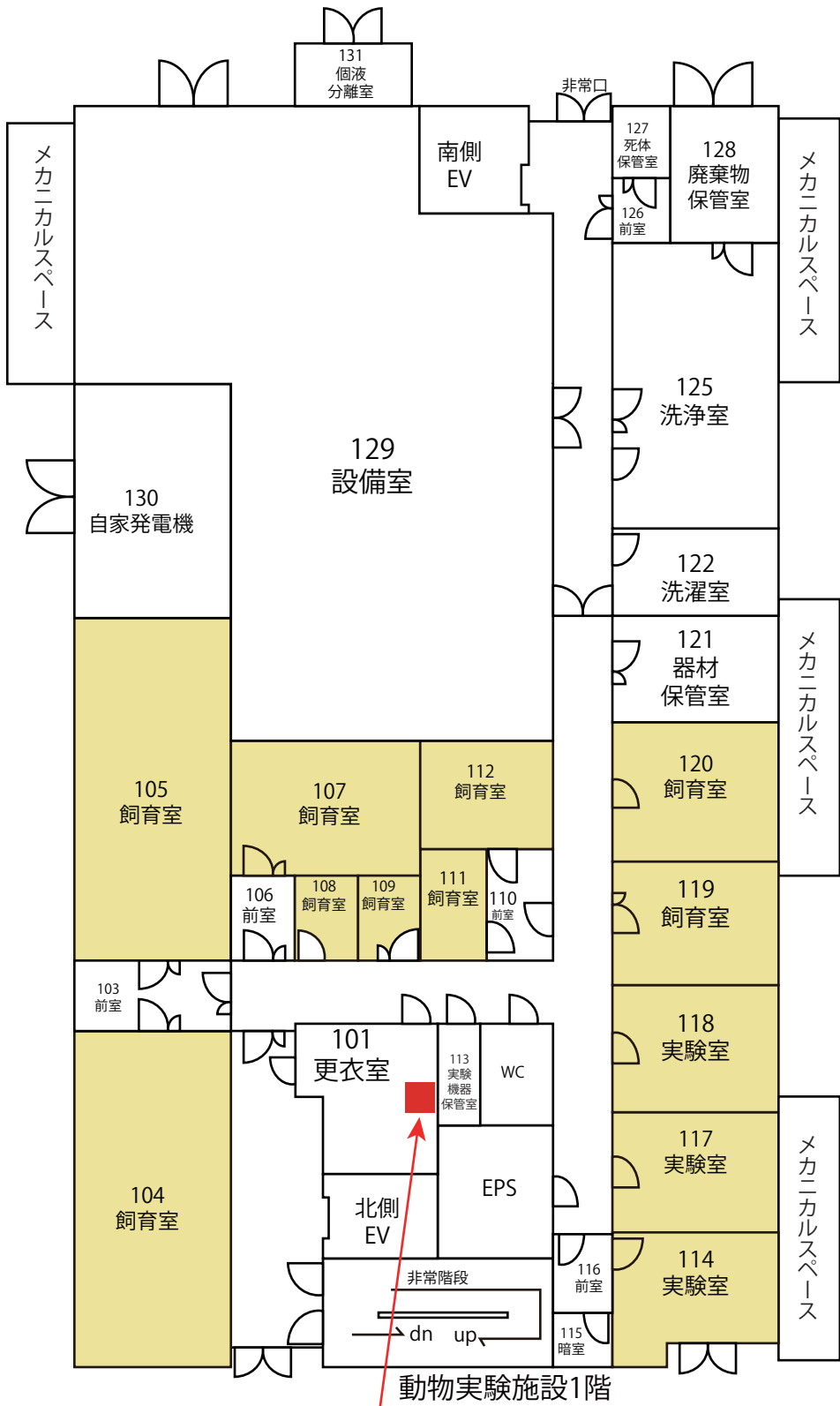
マウスの場合：体重 10g あたり 0.1mL を投与する

ラットの場合：体重 100g あたり 0.5mL を投与する

図面1

三種混合麻酔薬一時保管庫(101室)

動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所

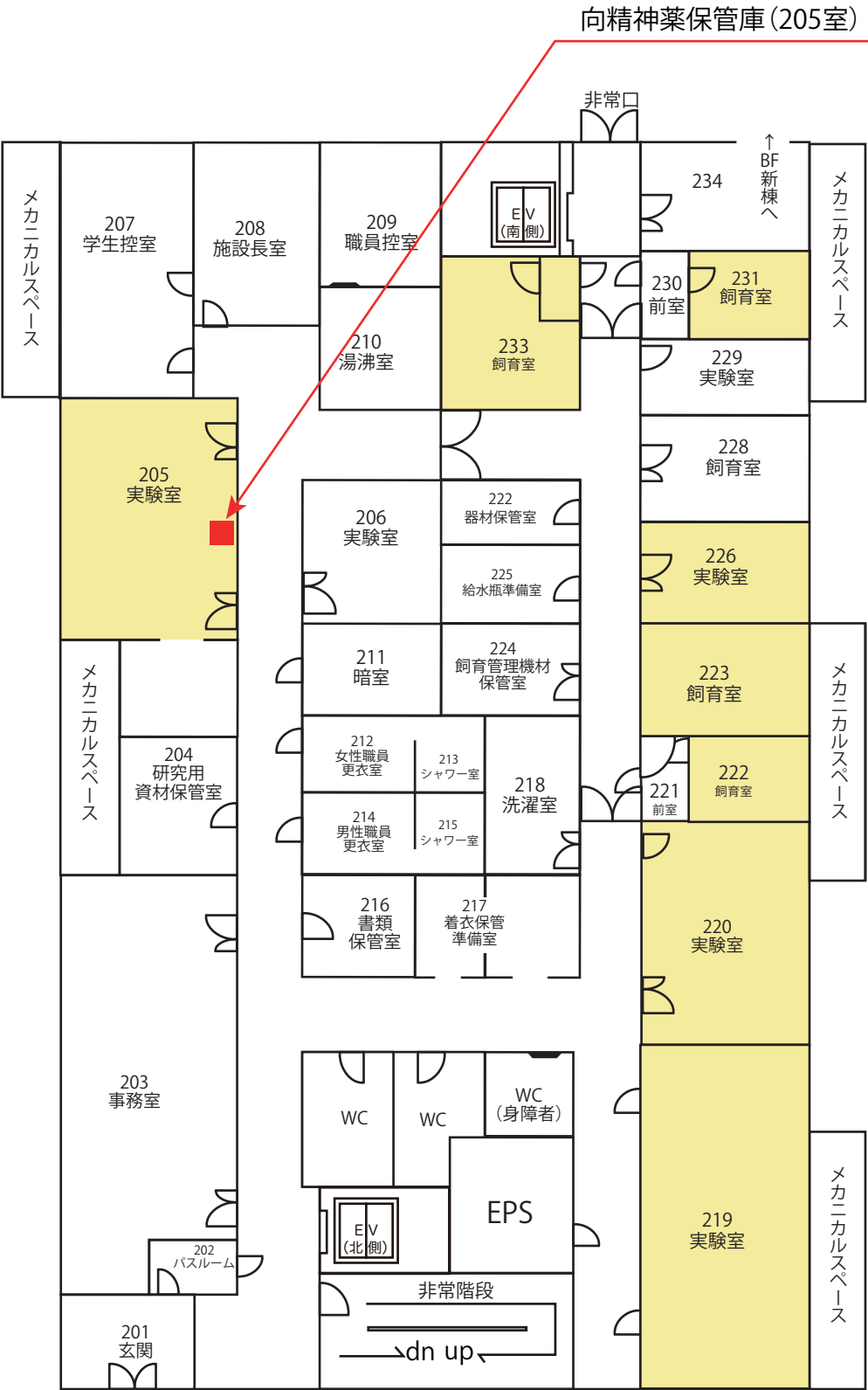


三種混合麻酔薬一時保管庫(101室)

図面2

向精神薬保管庫(205室)

動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所

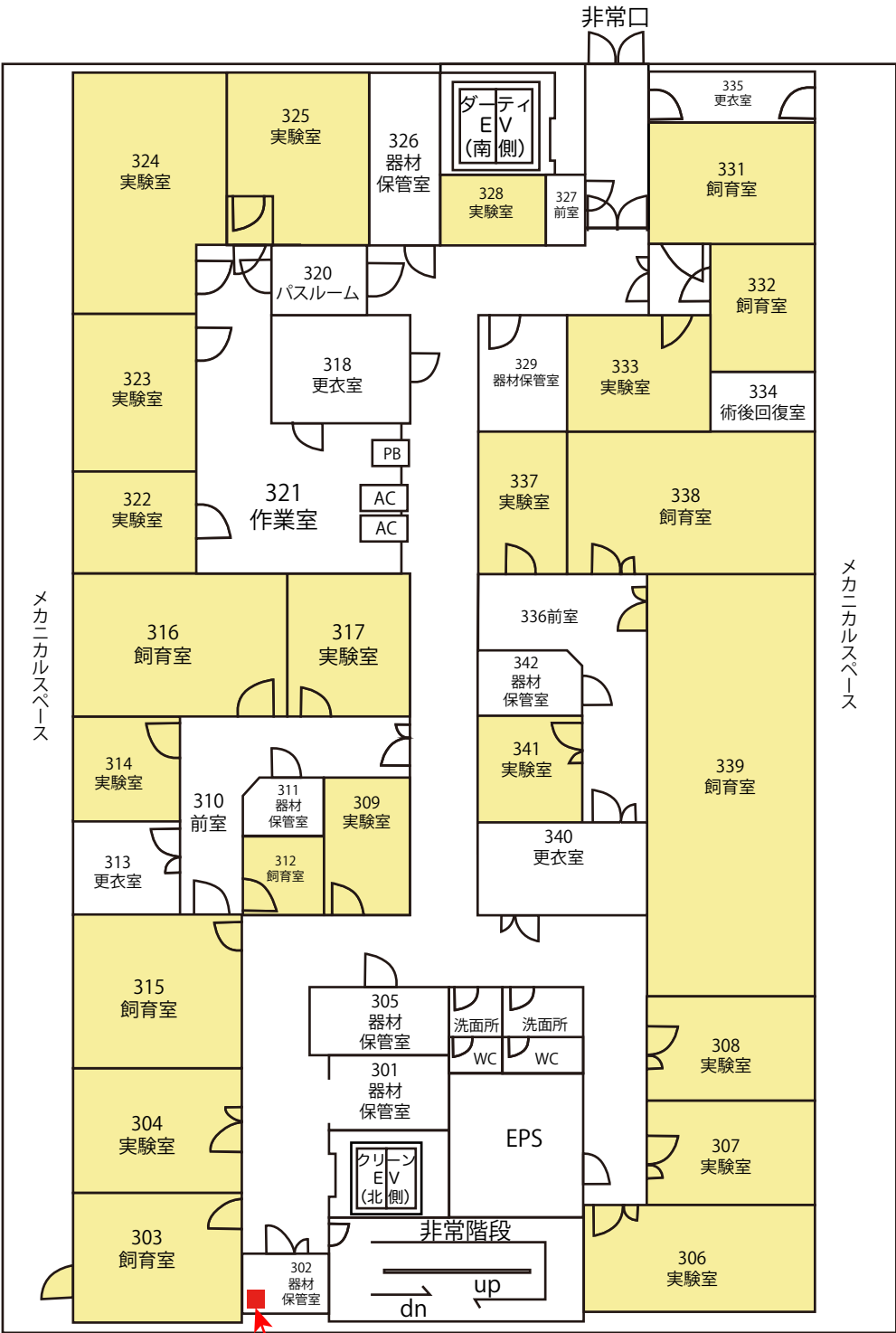


動物実験施設2階

図面3

三種混合麻酔薬一時保管庫(302室)

動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所



動物実験施設3階

三種混合麻酔薬一時保管庫(302室)

図面4

三種混合麻酔薬一時保管庫(436室)

■ 動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所

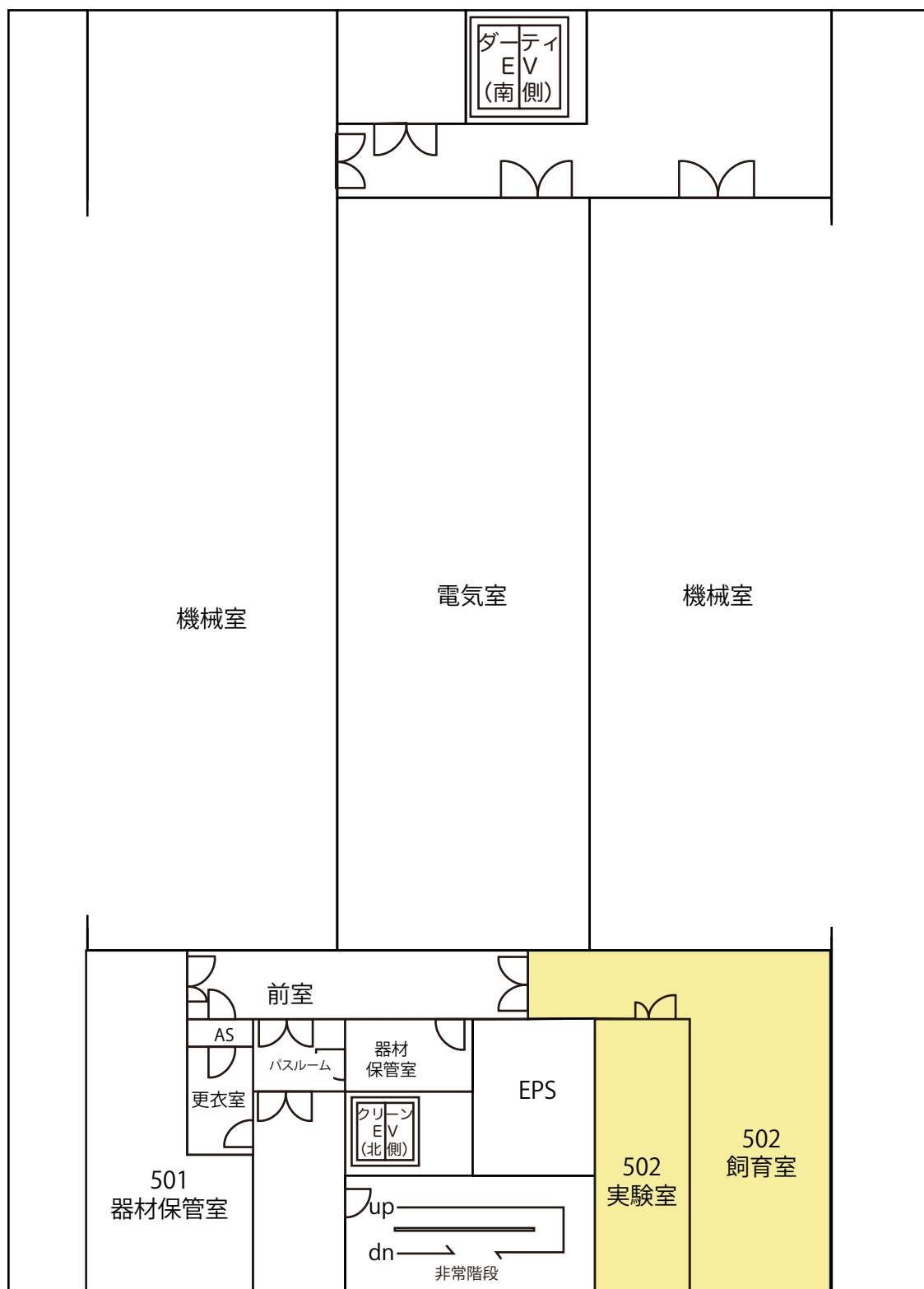


三種混合麻酔薬一時保管庫(436室)

動物実験施設4階

図面5

■ 動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所



動物実験施設5階

別表 1

動物実験施設が定める麻酔薬の使用場所

階	実験室または飼育室
動物実験施設 1 階	114 実験室
	117 実験室
	118 実験室
	104 飼育室
	105 飼育室
	107 飼育室
	108 飼育室
	109 飼育室
	111 飼育室
	112 飼育室
	119 飼育室
	120 飼育室
動物実験施設 2 階	205 実験室
	219 実験室
	220 実験室
	226 実験室
	222 飼育室
	223 飼育室
	231 飼育室
	233 飼育室
動物実験施設 3 階	304 実験室
	306 実験室
	307 実験室
	308 実験室
	309 実験室
	314 実験室
	317 実験室
	322 実験室
	323 実験室
	324 実験室
	325 実験室
	328 実験室
	333 実験室

階	実験室または飼育室
動物実験施設 3 階	337 実験室
	341 実験室
	303 飼育室
	312 飼育室
	315 飼育室
	316 飼育室
	338 飼育室
	339 飼育室
	331 飼育室
	332 飼育室
動物実験施設 4 階	406 実験室
	412 実験室
	451 実験室
	452 実験室
	453 実験室
	426 実験室
	415 飼育室
	417 飼育室
	419 飼育室
	402 飼育室
	404 飼育室
	421 飼育室
	422 飼育室
	423 飼育室
	424 飼育室
	425 飼育室
	427 飼育室
	428 飼育室
	437 飼育室
	438 飼育室
	439 飼育室
動物実験施設 5 階	502 実験室
	502 飼育室

別表 2 動物実験施設の休日の定義

休日	鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（平成 16 年鳥取大学規則第 45 号）第 7 条第 1 項に定める以下の日 （1） 日曜日 （2） 土曜日 （3） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日 （4） 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 3 号に規定する休日を除く。） （5） 6 月 1 日（鳥取大学記念日）
----	--